

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則  
岐阜県採石法施行細則の一部を改正する規則

(商工政策課)  
(同)

—<sup>ページ</sup>—

号外 ( 甲 ) 平成二十七年 四月 一日

## 規則

岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県砂利採取法施行細則(昭和四十三年岐阜県規則第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十条に規定する」を「第十条の」に、「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)」を「県事務所長」に改め、同条第二項中「次の」の下に「各号の」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県採石法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県採石法施行細則(昭和五十四年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正す

る。

第二条中「第八条の九に規定する」を「第八条の九の」に、「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む）」を「県事務所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社